

島生企乙第2144号
令和8年5月26日

各所属長殿

保存期間	1年
------	----

島根県警察本部長

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の規定に基づく報告等の
要求及び立入検査に関する規程の制定について（通達）

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「金属盗対策法」という。）の施行に伴い、金属盗対策法第13条第1項の規定に基づく報告又は資料の要求（以下「報告等の要求」という。）並びに同項及び同条第2項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）に関し、必要な事項を定めた盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の規定に基づく報告等の要求及び立入検査に関する規程（令和8年5月26日島根県公安委員会規程第4号）が下記のとおり制定されたので、誤りのないようにされたい。

記

- 1 規程の内容
 - (1) 報告等の要求及び立入検査の基本
 - (2) 報告等の要求の範囲
 - (3) 立入検査に係る職員の指定及び身分証明書の交付
 - (4) 警察本部長への委任
- 2 制定した規程
別記のとおり
- 3 施行期日
令和8年6月1日

別記

島根県公安委員会規程第4号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の規定に基づく報告等の要求及び立入検査に関する規程を次のように定める。

令和8年5月26日

島根県公安委員会委員長 錦田 剛志

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の規定に基づく報告等の要求及び立入検査に関する規程

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づく報告又は資料の提出の要求(以下「報告等の要求」という。)並びに同項及び同条第2項の規定に基づく立入検査(以下「立入検査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告等の要求及び立入検査の基本)

第2条 報告等の要求及び立入検査は、法の施行に必要な範囲内で行うものとし、職権を濫用し、又は正当に営業している者に対して過重な負担を課することがあってはならない。

(報告等の要求の範囲)

第3条 報告等の要求は、法の目的の範囲内で行う指導、監督等のため必要なものに限るものとする。

(立入職員の指定及び身分証明書の交付)

第4条 生活安全部長は、立入検査を適正かつ効果的に行うため、あらかじめ立入検査を行う職員を指定するものとする。

2 前項の指定は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則(令和8年国家公安委員会規則第8号)第11条の規定による身分証明書を交付して行うものとする。

3 第1項の規定は、同項の指定を受けていない職員が立入検査を行う職員の補助のために立入検査に同行することを妨げるものではない。

(委任)

第5条 この公安委員会規程に定めるもののほか、報告等の要求及び立入検査に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この公安委員会規程は、令和8年6月1日から施行する。